

令和3年7月14日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお願いについて

九戸村新型インフルエンザ等対策本部
本部長 晴 山 裕 康（公印省略）

令和3年7月8日付で緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実践区域が変更されたことや令和3年7月9日付で「岩手警戒宣言」が発令されたことに伴い、村対策本部では、村民の皆様引き続き慎重な行動をとっていただくため、以下のとおりお願いすることといたしました。重症化のリスクが高いとされる高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある方は特にご注意願います。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【緊急事態宣言区域及びまん延防止等重点措置区域との往来】

不要不急の帰省や旅行などは、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

※ 緊急事態宣言区域（令和3年7月8日時点）

東京都・沖縄県

※ まん延防止等重点措置区域（令和3年7月8日時点）

埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府

【感染が拡大している地域・外出の自粛等が要請されている地域との往来】

慎重な判断をお願いします。

【外出する際・不特定多数が集まるイベントや施設等に行く場合】

感染防止対策の徹底をお願いします。

また、発熱等の症状がある方は外出を控えてください。

【基本的な感染対策の徹底】

適切なマスクを適切な方法で着用、ワクチン接種後もマスクを着用、手洗い、三密（密閉、密集、密接）は二つあるいは一つだけの密でも回避をお願いします。また、毎日の体温測定など健康状態の確認、発熱、咳等の体調不良時には外出を控え、「かかりつけ医」「受診・相談センター」への相談と積極的な検査を実施してください。